



南薩介護保険事務組合告示第3号

令和8年2月13日第1回南薩介護保険事務組合議会（定例会）において議決された下記予算の要領を，地方自治法第219条第2項の規定により，別紙のとおり公表する。

記

令和8年度南薩介護保険事務組合会計予算

令和8年2月16日

南薩介護保険事務組合管理者 塗 木 弘 幸



議案第 2 号

議決第 2 号

令和 8 年度南薩介護保険事務組合会計予算



令和 8 年度南薩介護保険事務組合会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 4 3, 6 6 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第 2 表債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 13 日提出

南薩介護保険事務組合管理者 塗 木 弘 幸

令和 8 年 2 月 13 日 原案可決

南薩介護保険事務組合議会議長 加治佐民生



第1表 歳入歳出予算

歳 入

[単位：千円]

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		241,702
	1 負担金	241,702
2 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
3 諸収入		967
	1 受託事業収入	592
	2 雑収入	375
歳 入	合 計	243,669

歳 出

[単位：千円]

款	項	金 額
1 議会費		253
	1 議会費	253
2 総務費		242,416
	1 総務管理費	122,436
	2 介護認定審査会費	119,980
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	243,669

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (ダイハツミライース2-29)	自 令和8年度 至 令和10年度	215
公用車リース料 (ダイハツミライース41-10)	自 令和8年度 至 令和10年度	363
公用車リース料 (ダイハツミライース69-61)	自 令和8年度 至 令和10年度	380
公用車リース料 (ダイハツミライース69-62)	自 令和8年度 至 令和10年度	380